

中期計画の変更及び 令和2年度年度計画の届出について

独立行政法人農林漁業信用基金では、この度、中期計画の変更認可を受けるとともに、令和2年度年度計画について届出を行いましたので、お知らせいたします。

I 中期計画の変更について

昨年11月、会計検査院から水産庁に対し、当信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適正な規模のものとなるよう改善の措置が要求されました。

この指摘を受けた水産庁からの指示を踏まえ、

- ① 国庫に国からの出資金88億6,947万円を納付する
(令和2年度に50億617万6千円、3年度に38億6,329万4千円)
- ② 基金協会からの出資金3億4,020万円を令和2年度に払い戻す

旨を中期計画において記載する変更の認可申請を行い、令和2年3月25日に認可を受けました。

変更後の中期計画は、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.files/dai4kichuki-keikaku.pdf

II 令和2年度年度計画について

平成30年度からの中期目標期間(5年間)の3年目に当たる令和2年度年度計画を令和2年3月27日に主務大臣へ届出を行いました。

令和2年度年度計画については、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.files/02-keikaku.pdf

なお、前年度計画との相違点は、次のとおりです。

1. 農業信用保険業務における制度の普及推進・利用促進に関する指標のうち、「銀行等との意見交換回数」について、基金協会等の要請を踏まえ、効果的な意見交換を実施していく観点から、「基金協会から要請のあったもの全てについて実施」に修正(前年度計画では「20回以上」)。
2. 農業近代化資金等について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率を試行的に導入する旨を記載
3. 林業信用保証業務における制度の普及推進・利用促進に関する指標のうち、「保証引受件数」及び「引受件数のうち制度資金の比率」について、他律的要因に左右される面が大きい点などを踏まえ、「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に修正(前年度計画では「前年度実績以上」)。
4. 電子化の推進について、前年度計画で記載した具体的取組が完了したこと等を踏まえ、修正。
5. 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについて、中期計画の変更と併せて、令和2年度における国庫返納及び協会への払戻しについて記載。